

# 田中小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

滑川市立田中小学校

## 田中小学校いじめ防止基本方針

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

滑川市立田中小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するよう、「田中小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

## 2 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 いじめ問題への取組の年間計画 **資料1** **資料2**

**資料1**

**【いじめ問題への取組の年間指導計画】**

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施 →				
	生徒指導委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解		いじめ問題に関する 職員研修会①		
	職員会議	PTA総会及び学年懇談会での保護者啓発			
未然防止への取組	いじめ実態把握調査				
	①学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習等)		学級経営の見直し		
	道徳・特別活動計画の作成		児童会による未然防止に向けた自治活動		
早期発見への取組					
	いじめアンケート				
	教育相談週間			保護者 学校評価 アンケート	

**資料2**

**【いじめ問題への取組の年間指導計画】**

	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
校内委員会等	生徒指導委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施		いじめ問題に関する職員研修会②		生徒指導委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり、人間関係づくり（運動会・学習発表会等）			学級経営の見直し			学級経営の見直し（資料A）
			児童会による「人権週間」への取り組み				道徳・特別活動計画へ生かす
早期発見への取組			いじめアンケート				いじめアンケート（資料B）
			教育相談週間		保護者 学校評価アンケート		教育相談週間

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守る。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 **資料3**

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ **資料4**

- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果は教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や教育委員会で解決が困難な場合には、警察署等、関係機関と相談をして対応する。
- ・いじめられた子供又はその保護者へは次のような支援を行う。
  - ア 徹底して身の安全守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた子供の安全を最優先に確保する。
  - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
  - ウ 状況に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成

長を促すことを目的に行う。

- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて地方法務局等の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援・指導を継続していく。最低3か月は本人や保護者に確認を取り、学年が変わっても6か月程度経過観察を続ける。

### 3 重大事態への対処について

#### (1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）
  - ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

#### (2) 重大事態の対処についての留意事項

- ・速やかに教育委員会及び市長に報告し、教育委員会の支援・指導のもと、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・当事者の同意を得た上で、必要に応じて説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。

**資料3**

**【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】**

(「法」第22条に基づく組織<必置>)



